

家畜伝染病予防法第12条の5及び6の飼養衛生管理基準に関する事務実施要領

平成21年3月16日：制定

平成24年1月4日：一部改正

平成29年2月10日：一部改正

(目的)

第1条 家畜の伝染性疾病の発生の予防を図るためには、家畜の所有者（当該家畜を管理する所有者以外の者があるときは、その者。以下同じ。）において、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第12条の3第1項に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に従って家畜の飼養に係る衛生管理が適正に行われることにより、日頃から家畜の伝染性疾病の病原体の農場への侵入防止措置が徹底されていることが何よりも重要である。

この要領は、家畜の所有者における飼養衛生管理基準の遵守を徹底し、家畜の伝染性疾病の発生予防対策の強化を図るため、県が行う法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項による命令等の事務処理について定める。

(普及啓発)

第2条 県は、家畜の所有者に対し、防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の確実な遵守を図るため、家畜の伝染性疾病の発生の予防に関し専門的な知識を有する者等の協力を得ながら、研修会の定期的な開催等を通じて、飼養衛生管理基準の内容を周知するとともに、その趣旨や必要性等について理解を得るよう啓発に努める。

(飼養衛生管理基準の遵守状況の把握)

第3条 家畜保健衛生所長（以下「家保所長」という。）は、法第12条の4第1項の規定による定期の報告の受理及び法第51条の規定に基づく立入検査等により、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第4条に定める家畜の所有者の飼養衛生管理基準の遵守状況について定期的に調査を行う。

2 家保所長は、毎月の調査結果を調査報告票（様式第1号）にとりまとめ、翌月15日までに畜産振興課長に報告する。

(指導及び助言)

第4条 家保所長は、前条の調査の結果、家畜の所有者における家畜の飼養に係る衛生管理について改善を行う必要があると認めるときは、畜産振興課に報告し、畜産振興課長は、当該家畜の所有者に対し、法第12条の5の規定による指導又は助言を行う。

2 家保所長は、前項にかかわらず、飼養衛生管理基準の違反が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合であって、家畜の所有者が直ちに改善措置を講じようとしているときは、法第12条の5の規定による指導及び助言に代えて、行政手続法（平成5年法律第88号）の定めるところにより、必要な指導又は助言をすることができる。

一 当該違反が、過失による一時的なものであり、かつ常習性が認められないこと。

二 当該違反が、関係者による協力が得られないことを原因とするもので、関係者との交渉や代替手法の検討を継続して行っていること。

三 当該違反が、地震、火災その他災害を原因としており、当該違反に対し、改善措置を講ずることが難しいこと。

3 前項の場合において、家畜の所有者が正当な理由なく当該指導又は助言に従わず、なお飼養衛生管理基準を遵守しておらず、改善が見込まれないと認めるとき（※）は、家保所

長は畜産振興課へ報告し、畜産振興課長は当該家畜の所有者に対し、法第12条の5の規定による指導又は助言を行う。

※ 2年連続で、同一の項目に関し遵守されておらず、2の指導となった場合とする。ただし、改善措置を講じるまでに、一定期間が必要と判断し、別途期間を定めた場合、その期間を経過しても、なお改善が認められない場合とする。

- 4 法第12条の5の規定による指導及び助言は、畜産振興課が指導・助言書（様式第2号）を作成し、家畜保健衛生所を経由して、当該家畜の所有者に交付して行うものとする。
なお、改善措置を講ずべき期限については、当該改善措置の内容を考慮して適切に設定するものとする。
- 5 家保所長は、改善措置が完了した旨の報告があった日、又は指導・助言書に定める改善措置を講ずべき期限が経過した日以降に立入検査を行い、指導・助言結果記録票（様式第3号）を作成し、畜産振興課へ報告する。
- 6 畜産振興課長及び家保所長は、法第12条の5の規定による指導又は助言をしたとき、若しくは第2項の指導又は助言をしたときは、これらの指導又は助言に関する事項を指導等記録簿（様式第4号）に記録するものとする。

（勧告）

第5条 畜産振興課長は、前条により法第12条の5の規定による指導又は助言を受けた家畜の所有者が正当な理由なく当該指導又は助言に従わず、指導・助言書（様式第2号）に定められた改善措置を講ずべき期限を経過しても、なお飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、当該家畜の所有者に対し、法第12条の6第1項の規定による勧告をするものとする。

- 2 法第12条の6第1項の規定による勧告は、畜産振興課長が家畜保健衛生所と立ち入り検査を実施し、勧告書（様式第5号）を交付して行うものとする。
なお、改善措置を講ずべき期限については、当該改善措置の内容を考慮して適切に設定するものとする。
- 3 畜産振興課長は、勧告等の内容を考慮して、改善計画書（様式第6号）の提出を求めることができる。
- 4 畜産振興課長は、改善項目の状況を確認するため、改善報告書（様式第7号）の提出を求めることができる。
- 5 畜産振興課長は、改善措置が完了した旨の報告があった日、又は勧告書に基づく改善措置を講ずべき期限が経過した日以降に家畜保健衛生所と立入検査を実施し、改善項目の状況を確認し、勧告結果記録票（様式第8号）にとりまとめる。
- 6 畜産振興課長及び家保所長は、法第12条の6第1項の規定による勧告をしたときは、当該勧告に関する事項を指導等記録簿（様式第4号）に記録するものとする。

（命令）

第6条 畜産振興課長は、第5条により法第12条の6第1項の規定による勧告を受けた家畜の所有者が、勧告書（様式第5号）に定められた改善措置を講ずべき期限を経過しても、なお正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該家畜の所有者に対し、法第12条の6第2項の規定による命令をするものとする。

- 2 法第12条の6第2項の規定による命令は、畜産振興課長が命令書（様式第9号）を作成し、当該家畜の所有者に交付して行うものとする。
なお、勧告に係る措置を講ずべき期限については、当該改善措置の内容を考慮して適切に設定するものとする。
- 3 畜産振興課長は、改善措置が完了した旨の報告があった日、又は勧告書に基づく改善措

置を講ずべき期限が経過した日以降に家畜保健衛生所と立入検査を実施し、改善項目の状況を確認し、命令結果記録票（様式第10号）にとりまとめる。

- 4 畜産振興課長は、法第12条の6第2項の規定による命令をする場合には、あらかじめ、家畜の所有者に対し、行政手続法に基づき、弁明の機会の付与（様式第11号）を通知し、書面による弁明の後に行うものとする。
- 5 畜産振興課長は、法第12条の6第2項の規定による命令をしたときは、当該勧告に関する事項を指導等記録簿（様式第4号）に記録するものとする。

第7条 畜産振興課長は、家畜の所有者が法第12条の6第2項の規定による命令に違反したときは、警察と協議の上、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定に基づき告発する。

（その他）

第8条 畜産振興課長は、勧告、命令、告発等を行う場合は、必要に応じて、事前に農林水産部長と協議を行うとともに、国へ報告を行う。

第9条 違反に対する法令の適用に疑義が生じた場合は、事前に国に照会する。

第10条 法第51条の規定に基づく農場への立入検査の際に、様式第2号による指導・助言書を交付せずに、口頭等により行う指導は、行政手続法の定めるところによる指導及び助言に当たるものであることとする。

附則

この要領は、平成29年2月10日から施行する。